

欧州指令における「著作権契約法」

早稲田大学法学学術院・教授
上野達弘

はじめに

著作権契約法とは

欧米諸国には、著作者・実演家が自己の著作物・実演の利用について瑕疵のない合意による契約を締結した場合でも著作者・実演家を保護する契約法(=「著作権契約法」)が広く見られる。

例

ドイツ
ベストセラー条項

フランス
比例報酬原則

アメリカ
終了権制度

欧州DSM指令
(2019)

相当(適正)・比例報酬原則(18条)

透明性義務(19条)

著しく低い報酬の契約調整メカニズム(20条)

ADR手続(21条)

撤回権(22条)

共通規定(23条)

はじめに

欧州DSM指令とは

欧州デジタル単一市場における著作権・著作隣接権指令

2019年4月17日: 成立
2021年6月 7日: 実施期限

第3章 利用契約における著作者および実演家の公正な報酬(18~23条)

義務的規定

相当(適正)・比例報酬原則(18条) 透明性義務(19条)

著しく低い報酬の契約調整メカニズム(20条)

ADR手続(21条) 撤回権(22条) 共通規定(23条)

著作権契約法分野における初めてのEUハーモナイゼーション 3

(1) 相当・比例報酬原則

第18条 適正かつ比例的な報酬の原則 (Principle of appropriate and proportionate remuneration)

1. 加盟国は、著作者および実演家がその著作物または他の保護対象物の利用のためにその排他的権利をライセンスまたは譲渡する場合、著作者および実演家が適正かつ比例的な報酬 (appropriate and proportionate remuneration) を受け取る権利があることを保証しなければならない。
2. 第1項に規定された原則を国内法において実施するために、加盟国は異なる手続きを自由に用いることができ、かつ契約の自由の原則および権利と利益との公正なバランス (the principle of contractual freedom and a fair balance of rights and interests) を考慮しなければならない。

主体

著作者、実演家

客体

著作物、実演

対象

権利譲渡、許諾



効果

適正 & 比例報酬

(1) 相当・比例報酬原則

正当化根拠

前文 (72)

著作者および実演家は、対価として報酬を受領する利用のため、それらが所有する企業を通して行う場合も含め、ライセンスを付与しまたはその権利を譲渡する場合、傾向として契約の立場上より弱い位置づけにあり (tend to be in the weaker contractual position)、それら**自然人 (those natural persons)** は、EU法に基づき調和した権利を十分に享受できるよう、本指令に定める保護を必要とする。・・

比例報酬(原則)

前文 (73)

・・**一括払い**も比例的な報酬となりうるが、それは基本原則であってはならない (A lump sum payment can also constitute proportionate remuneration but it should not be the rule) 。・・

(2) 透明性義務

第19条 透明性義務 (Transparency obligation)

1. 加盟国は、**著作者と実演家**が、少なくとも年1回、定期的に、各分野の特性を考慮しつつ、権利を**ライセンスまたは譲渡した当事者またはその権利の承継者**から、特に利用方法、生じたすべての収入および支払われるべき報酬に関して、その著作物の利用につき、現在の、関連する**完全な情報**を取得することを保証しなければならない。

2. 加盟国は、第1項に定める権利が続いてその後にライセンスされた場合、第1の契約の相手方が第1項の目的のために必要なすべての情報を保有していない場合、著作者および実演家またはそれらの代表者は、その要求により、**サブライセンシー**から、追加的情報を取得すべきことを保証しなければならない。

当該追加的情報が要求される場合、著作者および実演家の最初の契約の相手方は、当該サブライセンシーの識別に関する情報を提供しなければならない。

加盟国は、第1段落に定めるサブライセンシーに対するあらゆる要求が、著作者または実演家の契約の相手方を介して直接的または間接的に行われることを規定することができる。

主体

著作者、実演家、代理者

対象

権利譲渡、許諾



効果

報酬に関する情報請求権

相手方

契約当事者、権利承継者、サブライセンシー

(2) 透明性義務

3. 第1項に規定された義務は、各分野において高度な透明性を確保するために、**比例的かつ効果的** (proportionate and effective) でなければならない。加盟国は、第1項に規定された義務から生じる管理上の負担が、著作物または実演の利用により生じる収入との関係で**不均衡** (disproportionate) になると十分に正当化される場合において、義務がそのような限定されると規定することができる。
4. 加盟国は、著作者または実演家が、第20条第1項に基づきその権利を行使するためにこれらの情報を要求しているのであり、かつ、その目的のために情報を要求することを示さない限り、著作者または実演家の寄与が、著作物または実演の全体との関係で**重要でない** (not significant) 場合、本条第1項に定める義務は適用されないことを決定することができる。
5. 加盟国は、**労働協約** (collective bargaining agreements) を条件とするかまたは労働協約に基づく合意のため、第1項ないし第4項に規定された基準を満たすことを条件として、関連する労働協約の透明性ルールが適用できると規定することができる。
6. 指令2014/26/EU第18条が適用される場合、本条第1項に定める義務は、同指令第3条(a)および(b)に定義された者または同指令により導入された国内規定に基づく他の者によって締結された契約に関しては適用されない。

(2) 透明性義務

正当化根拠

前文 (75)

著作者および実演家は、その権利をライセンスしまたは譲渡する場合、傾向として契約の立場上より弱い位置づけにある (tend to be in the weaker contractual position) ため、そのライセンスまたは譲渡の対価として受領した報酬との関係において、その権利の存続期間にわたる経済的価値を評価するための情報が必要であるが、多くの場合、透明性の欠如に直面している。したがって、契約の相手方または権利の承継人が適切かつ正確な情報を共有することは、著作者および実演家の報酬を管理する体制の透明性と衡平性にとって、重要である。..

(3) 契約調整メカニズム

第20条 契約調整手続き (Contract adjustment mechanism)

1. 本条に定める手続きに相当する手続きを定める適用可能な労働協約 (an applicable collective bargaining agreement) がない場合、加盟国は、最初に合意された報酬が、著作物または実演の利用後に生じる収入すべてと比較して著しく低い (disproportionately low) ことが判明したときに、著作者および実演家またはそれらの代表者が、その権利の利用契約を締結した当事者または当該当事者の権利承継者に対して、追加の適正かつ公正な報酬 (additional, appropriate and fair remuneration) を請求する権利を有することを保証しなければならない。
2. 本条第1項は、指令2014/26/EU第3条(a)および(b)に定義されている者、または当該指令を国内法化した国内規定の下にすでにおかれている他の者によって締結された契約には適用されない。

主体

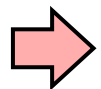
著作者、実演家、代理者

対象

権利譲渡、許諾

場合

収益に比して著しく低い報酬



効果

追加の適正・公正な報酬請求権

相手方

契約当事者、権利承継者

対象外

団体協約

権利管理団体ライセンス

(3) 契約調整メカニズム

正当化根拠

前文 (78)

欧州連合レベルで調和した権利の利用に関する特定の契約は、長期間に亘るものであり、権利の経済的価値が当初の見込額より著しく高いことが判明した場合においても、著作者および実演家が契約の相手方またはその権利の承継人との間で再交渉する機会をほとんど与えていない。したがって、加盟国において契約に適用される法を害することなく、ライセンスまたは権利の譲渡に基づき当初合意された報酬が、著作者または実演家の契約の相手方による著作物または実演の固定の後の利用から生じる関係する収入と比較し、明らかに著しく低いと判明した (clearly becomes disproportionately low) 場合に関して、報酬調整手続き (a remuneration adjustment mechanism) を規定することが適切である。・・

(4) ADR 手続

第21条 ADR手続き (Alternative dispute resolution procedure)

加盟国は、第19条に基づく透明性義務および第20条に基づく契約調整手続きに関する紛争を、任意のADR手続きに付すことができることを規定しなければならない。加盟国は、著作者および実演家の代表機関が、一人以上の著作者および実演家の特別の要求により当該手続きを開始できることを保証しなければならない。

正当化根拠

前文 (79)

著作者および実演家は、多くの場合、契約の相手方当事者に対し、裁判によりその権利を主張することに消極的 (reluctant) である。したがって、加盟国は、透明性義務および契約調整手続きに関し、著作者および実演家またはそれらを代理する代表者による請求を取り扱う ADR 手続 (an alternative dispute resolution procedure) を規定しなければならない。・・

(5) 撤回権

第22条 取消権 (Right of revocation)

1. 加盟国は、著作者または実演家が、排他的に著作物または他の保護対象物について有する権利をライセンスまたは譲渡した場合、その著作者または実演家は、当該著作物または他の保護対象物が**利用されていない場合**に、ライセンスまたは権利の譲渡の全部または一部を取り消す (revoke) ことができることを保証しなければならない。
 2. 次の事項を考慮し、国内法において第1項に定める取消手続きに関する特別規定を定めることができる:
 - (a) 様々な分野および様々な種類の著作物ならびに実演の特性; および
 - (b) 著作物またはその他の保護対象物が、複数の著作者または実演家の寄与からなる場合、個々の寄与の相対的重要性、および個々の著作者または実演家による取消手続きの適用によって影響を受けるすべての著作者および実演家の正当な利益。
- 加盟国は、著作物または他の保護対象物が通常複数の著作者または実演家の寄与からなる場合、当該著作物またはその他の保護対象物を取消手続きの適用から除外することができる。
- 加盟国は、取消手続きが特定の期間内にのみ適用できることを、このような限定が関係する著作物または他の保護対象物の分野または種類の特性によって十分に正当化される場合に、規定することができる。
- 加盟国は、著作者または実演家が、ライセンスや権利の譲渡を取り消す代わりに、契約の独占性の終了を選択できることを規定することができる。

主体

著作者、実演家

対象

権利譲渡、**排他的**許諾

場合

不利用



効果

契約の取消、独占性終了

(5) 撤回権

3. 加盟国は、第1項に定める取消権が、権利のライセンスまたは譲渡の契約締結後合理的な期間の後 (after a reasonable time) にのみ行使されうることを規定しなければならない。著作者または実演家は、権利がライセンスされまたは譲渡された者に通知し、ライセンスまたは譲渡された権利の利用が行われるのに適切な期間を定めなければならない。当該期限経過後、著作者または実演家は、権利のライセンスまたは譲渡を取り消す代わりに、契約の独占性を終了させることを選択することができる。
4. 権利が利用されないことが、著作者または実演家による是正を合理的に期待できる状況に主に起因する場合、第1項は適用しない。
5. 加盟国は、第1項に定める取消手続きに違反するすべての契約条項は、それが労働協約に基づく場合に限り、適用されうることを規定することができる。

(5) 撤回権

正当化根拠

前文 (80)

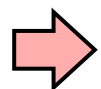
著作者および実演家がその権利をライセンスまたは譲渡する場合、その著作物または実演が利用されることを期待する。しかし、その権利をライセンスしまたは譲渡した著作物または実演が、まったく利用されないこともある。これらの権利が独占的に譲渡された場合、著作者および実演家は、その著作物または実演の利用につき、別の相手方に打診することはできない。この場合、合理的期間の経過後、著作者および実演家は、他の者にその権利を譲渡またはライセンスすることを可能とする権利の取消手続き (a mechanism for the revocation of rights) を利用できなければならない。 ..

(6) 共通規定

第23条 共通規定

1. 加盟国は、第19条、第20条および第21条を遵守しないいかなる契約条項も、著作者および実演家に対して強制できない(unenforceable)ことを保証しなければならない。
2. 加盟国は、本指令第18条ないし第22条が、指令2009/24/EC第2条の意味におけるコンピュータ・プログラムの著作者に適用されないことを規定しなければならない。

契約によるオーバーライド禁止

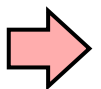


19条(透明性義務)

20条(契約調整メカニズム)

21条(ADR手続)

コンピュータプログラムはすべて対象外



18条(相当・比例報酬原則)

19条(透明性義務)

20条(契約調整メカニズム)

21条(ADR手続)

22条(撤回権)

検討

小括

- 「著作権契約法」は、大陸法諸国には以前から見られたものの、今般、欧州指令が義務的規定として導入したため、EU加盟国におけるハーモナイゼーションが実現

主体

著作者、実演家

客体

著作物、実演

対象

権利譲渡、許諾



効果

相当・比例報酬原則

透明性義務

契約調整メカニズム

撤回権

相手方

契約当事者、権利承継者

検討

日本の著作権法にも、著作者・著作権者を保護する一定の契約法的規定はあるが、極めて限定的（特に報酬に関する規定は皆無）

設定
出版権

著作権者and/or著作者を保護する規定（一部強行規定？）

- ① 複製権等保有者の全集等収録権(80条2項)
- ② 出版権者の出版義務(81条)
- ③ 著作者の修正増減権(82条)
- ④ 出版権の存続期間(83条)
- ⑤ 複製権等保有者の出版権消滅請求権(84条)

著作権
譲渡

特掲要件 & 留保推定(61条2項)

ただ、立法過程には様々な議論があった（本日、詳細は割愛） 17

立法過程における議論

著作権制度審議会・第一小委員会

審議結果報告(1965〔昭40〕年5月17日)

譲渡
範囲

1 動産、不動産に関する通常取引の場合には、単純に「譲渡」というときばすべての権利の譲渡と解され、また、そのように解して別段の支障がないところであるが、これに対し、著作権の取引の場合には、それぞれ特定の態様において著作物を利用することを目的とするのが一般であり、通常財産の場合と同様に「譲渡」というときはつねにすべての権利の譲渡であると解することは、適当ではない。

したがって、著作権の取引に関しては、形式的には無条件の譲渡の場合にあっても、具体的状況に応じ、譲渡される権利の範囲が限定されるものであるとする趣旨の解釈規定を設ける必要がある。

立法過程における議論

著作権制度審議会・第一小委員会

審議結果報告(1965[昭40]年5月17日)

将来の
著作物

六 将来の著作物に係る出版契約

このことにつき著作者保護の見地から制限的規定を設けている立法例もあることから、その取扱について検討を行なったが、当小委員会は、次のところから、著作権法においては措置しないことが適当と考える。

撤回権

七 撤回権、修正加筆権について

… 一般的にも、著作者は、著作権を譲渡した場合においても、その主観的判断により著作物を修正または撤回する権利を有するものとする権利を現在ただちに認めることは、適当ではない。

立法過程における議論

著作権制度審議会・第一小委員会

審議結果報告(1965〔昭40〕年5月17日)

出版
契約

著作物の利用に関する契約についての規定としては、現行法は、出版権の設定契約についてかなりの規定を設けているところであるが、この度の全面的検討の機会に著作物の利用に関する問題を検討するにあたっては、出版に関するものに限らず、広く著作物利用に関する契約について一般的な規定を設けるということも考えられるところである。…この段階においては、**出版契約**にしぼって検討することとした。…当小委員会は、とりあえず文芸の著作物を単行本として出版することに関する**債権契約としての出版契約**につき、法律上、どの範囲の事項につきどのような趣旨の規定を設けることとするかについて検討を行なうこととした。

出版権制度を廃止し、「出版契約」に関する準則を設け、排他的出版許諾に差止請求権を付与 20

立法過程における議論

著作権制度審議会・第一小委員会

審議結果報告(1965〔昭40〕年5月17日)

報酬支払義務

出版契約

4 報酬支払い義務

出版契約においては、出版者が報酬を支払う義務を負うべきものとするのは当然のことであるが、わが国の出版界においては、報酬の支払いに関しては明確な慣行もなく、それぞれの出版者によって取扱いがさまざまであるから、法律上、支払い義務を規定するとともに支払い時期等について標準を示すことが必要であり、次のところに従って措置することが適当である。

比例報酬

(一) 出版者が著作者に支払うべき報酬の額は、著作物の性質・種別を問わず、特約のない限り、発行部数を基礎としていわゆる印税方式によって算定した額とし、出版者が実売部数を基礎とすることを主張するについては、その旨の特約を要するものとする。

(二) 出版者は、別段の定めがないときは、発行後遅滞なく、当該発行に対応する報酬の額の全部を支払うべきものとする。

透明性義務

(三) 出版者は、著作者の請求により、製作部数、販売部数等出版の状況を報告する義務を負うものとする。

しかし、著作権制度の廃止反対21

立法過程における議論

法律問題に関する第一専門委員会

報告書(1965〔昭40〕年11月10日)

わが国の現行法制においては、第一小委員会において示されたところにしたがって措置することは、かなり特異な制度を創設することになると考えられるところであって、出版者に排他的地位を与える方途としては、現行法の出版権の設定の制度のように、物権的な権利の設定という制度が無難なものと考えられる。

著作権制度審議会・第一小委員会

再審議結果報告(1966〔昭41〕年3月15日)

出版契約は、著作物の複製利用を目的とする契約であるということにおいて著作権法とかわりを有するにとどまり、その内容を詳細に著作権法において規定することは、著作権法の体系を乱すものであり、好ましくない。…出版契約の内容の整備については基本的に検討を要するところではあるとしても、現行法の出版権設定の制度を維持することとしたことに伴い、前述した批判をも考慮し、出版契約の整備の問題は、出版契約の制定の問題をも含めて、将来の課題とすることが適当である。

立法過程における議論

著作権審議会・答申

審議結果報告(1966〔昭41〕年4月20日)

譲渡
範囲

2 著作権の譲渡に関しては、形式的には譲渡される権利の範囲の限定がない場合にあつても、具体的状況に応じてその範囲が限定されるものであるとする趣旨の解釈規定を設けることが適当と考える。

出版権
制度

現行法の出版権設定の制度を維持するものとし、その内容は、出版権者の出版業務について、原稿引渡し時から六月以内に履行すべきものと改めるもののほかは、現行法の定めるところに従つて措置するものとする。

立法過程における議論

法案

文部省文化局試案(1966〔昭41〕年10月)

将来著作物の
全部譲渡無効

(将来の著作物の著作権の譲渡)

第五十四条 将来のすべての著作物に係る著作権の譲渡を約する契約は、無効とする。ただし、著作権の信託については、この限りでない。

(著作権の譲渡に関する推定)

第五十五条 譲渡する著作権の範囲について契約上限定が付されていないときは、その契約上予想されない方法により著作物を利用する権利は、譲渡した者に留保されたものと推定する。

譲渡目的論
的？

しかし、その後、縮小されていく…

立法過程における議論

法案

最終法案・第六次案(1969〔昭44〕年4月)

(著作権の譲渡)

第六十一条 著作権は、その全部又は一部を譲渡することができる。

2 著作権を譲渡する契約において、第二十七条又は第二十八条に規定する権利が譲渡の目的として特掲されていないときは、これらの権利は、譲渡した者に留保されたものと推定する。

背景には、著作権者が常に「弱者」だとは言えないといった議論

立法過程における議論

伊藤正己・菊井康郎・佐野文一郎・野村義男・山本桂一「新著作権法セミナー〔第9回〕著作権の制限・著作権の譲渡及び消滅」ジュリスト477号120頁以下(1971年)

佐野 そうですね。これも文化局試案では、契約上予想されない方法により著作物を利用する権利は、譲渡した者に留保されたものと推定する、という規定を考えたのですが、法制局審議のときに、これは感心できないというご指摘があり、最終的には2項のように、27条、28条の権利ということで留保される権利を限ったわけです。やはりこの二次的著作物に関する権利に一番問題がありますから、こう書くことによって、著作権者側の利益はかなり保護されると思います。

《中略》

野村 著作者は弱いものだという立場に立って、そのウィーカー・パーティの保護というのは、諸国の近代立法にはたくさん出てくるのです。ことに、ドイツ新法は70年に延ばしたのですが、譲渡契約との関係はきわめて詳細に定めて原権利者の立場をみとめています。その点、日本のウィーカー・パーティというのは、たったこの2項にへそみたいなものが残っただけで、いまいったようなことが出てこないのはどういうことでしょうか。

立法過程における議論

伊藤正己・菊井康郎・佐野文一郎・野村義男・山本桂一「新著作権法セミナー〔第9回〕著作権の制限・著作権の譲渡及び消滅」ジュリスト477号120頁以下(1971年)

菊井 どうも、私がやりだまに上がっているようなことで、ちょっと釈明する必要がありそうです。…当初の案には、むしろ、全面的に、譲渡する著作権の範囲に限定が付されていないときは云々、という形になっていました。私どものほうも、いま野村先生からもお話がありましたように、著作権者がかなり弱い立場に立つ場合があることにかんがみ、こういった規定が設けられるのであろう、という立法の趣旨は、十分に了とする。ただ、**常に一律に、著作権者の地位がウィークであるとは断定し切れない面もあります**ので、そういう意味では、譲渡の場合の一切について、全面的な推定をするのは問題ではないか、ということ了指摘しました。いろいろ論議の結果、最終段階では、そういうように全面的に推定する書き方は一応とりやめる反面、二次的著作物に関する場合には、たしかに、一般的に著作権者の保護をはかるほうが合理的だというので、この辺に落ちついたように記憶しています。…それからもう一つは、契約の自由の問題に関連しますが、先ほどもちょっと触れましたように、**著作権者の地位が、必ずしも常に弱いとばかりは限りません。かなり強い立場に立ち得る場合もあります**ので、そういった場合をひっくるめて、一律に将来の云々というような形で無効として法定してしまうのは、やはり、**契約自由との関係でも行き過ぎになるおそれもある**ので、いかがであろうか、というようなことでした。

現行法をめぐる議論

文化審議会著作権分科会法制問題小委員会 契約・利用ワーキングチーム

検討結果報告(2005〔平17〕年7月28日)

6. 未知の利用方法に係る契約について

まず問題となるのは、著作物の利用契約の解釈において、一般に「著作権者は弱者である」という理由から保護されるべきであるとの見地に立って、利用契約により与えられる利用権の範囲を限定的に解釈するとの原則を採るべきかという点である。

《中略》

しかし、「著作権者は弱者である」との前提を一律に採ることは、必ずしも適切ではないと考えられる。一方で、未だ無名の若い個人の著作者が利用契約の一方当事者である場合には、契約締結において経済力または情報力の格差から十分な交渉力を有さず、たとえ自己にとって不利な内容の利用契約であっても実際には契約締結を余儀なくされるという事態は十分にあり得るところであるが、他方で、大企業が著作権者として利用契約の一方当事者である場合も少なくなく、利用契約の実態は千差万別である。そうすると、全ての利用契約について、「著作権者は構造的な弱者である」との前提にたってカテゴリー的に法律上特別な扱いをすることは、現状にも合致しないであろう。

現行法をめぐる議論

文化審議会著作権分科会法制問題小委員会 契約・利用ワーキングチーム

検討結果報告(2005〔平17〕年7月28日)

以上からすれば、未知の利用方法に関する利用契約の解釈問題については、個別具体的な事案に即して、民法の一般原則を用いて裁判所が合理的な解釈を行うことに委ね、判例の集積を通じて法形成がなされるのが適切であり、少なくとも現時点においては、著作権法に特別な規定を設ける必要はないと考える。

なお、上記のような裁判所による利用契約の解釈等による対応には限界があることが判明した場合には、諸外国の法制で採用されている法的手法を参考にしながら、我が国における利用契約の実態等の把握を踏まえつつ、適切な立法対応の可能性について検討を行うこととなろう。

現行法をめぐる議論

文化審議会著作権分科会法制問題小委員会 契約・利用ワーキングチーム

検討結果報告(2005〔平17〕年7月28日)

5. 著作権法第6 1条第2項の存置の必要性について 《中略》

以上のことから、**第6 1条第2項は廃止の方向で検討すべき**であるが、本規定はあくまで推定規定であること、及び廃止する場合には著作権制度審議会が念頭に置いていた出版社等による懸賞小説募集のような約款による著作権譲渡といった一定の譲渡契約について何らかの手当を行う必要があると考えられるところから、現状においては、本規定のみを直ちに廃止するための法改正を行うことは適当ではない。

現行法をめぐる議論

中山信弘『著作権法〔第4版〕』（有斐閣、2023年）538頁以下

この規定は著作権者側が一方的に弱者であるということ为前提としなければ理解できないが、著作権者の全てが弱者というものではなく、むしろ極めて強力な著作権者も存在し、著作権者による優越的地位の濫用、あるいは独禁法違反が問題となる場合すら少なくない。民法の一般原則とは別に、なぜ著作権法にだけこのような特別措置が必要であるのか、という点には疑問がある。……

本来、このような問題は当事者の契約によって解決すべきものであり、仮に不都合があれば、黙示の契約、あるいは権利濫用等の一般法理を用いて解決すべきであろう。立法当時と比較すると、現在の著作権意識はかなり向上しており、かつ、著作物の財としての機能が重要になっており、通常の財と同様に扱うべきである。その意味から本規定は、事実上、かなり弱い推定と解釈すべきであって、立法論としては削除すべきであろう。著作権の譲渡に、他の財と比較して殊更異なった法規制が必要とは思えない。

現行法をめぐる議論

2006年著作権法学会シンポジウム「著作物の利用と契約」
著作権研究32号98頁以下(2007年)[中山信弘発言]

中山 …著作権者の権利を譲渡する場合は、普通の売買とどこが違うのか。売手が強い場合もあれば、弱い場合もある。種々雑多ですね。著作権で言いますと、私は世界の著作権者はマイクロソフト社だと思っています。これが弱者と言えますか。これに何らかの法的保護を与える必要がありますか。つまり、ゴッホはかわいそうだとか、そういう例はいくらでもあるんですけども、純粹に財産権で考えた場合は、私は普通の民法における契約の解釈で十分であると思っています。…私は、著作物の全てを譲渡しても、それなりの対価を得ればそれはそれで構わないと思うんです。あらゆる譲渡の場合そうですけども、土地を売った後、何年かしたら近くに駅ができて暴騰したとか、株を売った後暴落したとか、これは当たり前のことなんですね。売った後どうなるかなんていうのは、買った人の目利きにかかっているわけですし、その時合理的であれば構わないわけです。著作物だって、流行に乗って高値で譲渡されたが、時を経ずして暴落することもあり得ます。譲渡は、元来はそういうもんなんです。一方の当事者が弱い場合もあれば、強い場合もある。そういうときに、著作物だけが特殊だというのは、余りにもおかしい議論ではないか。余りにも知財音痴的な発想ではないか、と思っています。

わが国では「著作権契約法」に対する消極的な見方が有力か

おわりに

まとめ

- 欧米の著作権法においては、著作者・実演家を保護する「著作権契約法」が様々な発展しており、欧州DSM指令は、この点に関するEU加盟国(27か国)における一定のハーモナイゼーションを実現した
- その背景には、(自然人としての)著作者・実演家は、著作物・実演の利用がもたらす収益から適切に利益分配を受けることが保障されるべきであり、そのためには、契約自由に委ねているだけでは不十分という考えが見られる
- 「著作権契約法」のない日本法は決して自明ではない

著作権法というのは、単に権利を付与するだけの存在でよいのか？

おわりに

まとめ

アドルフ・ディーツ＝上野達弘訳「著作権法による著作者・実演家の保護——現代ヨーロッパ大陸
著作権法の5本の柱」『年報知的財産法2015-2016』(日本評論社、2015年)39頁

5本の柱 (Die fünf Säulen)

① 実体的著作権法

② 著作隣接権法

③ 著作権契約法

④ 権利管理団体

⑤ エンフォースメント法

おわりに

課題と展望

- 従来の日本では、著作権法以外の諸法(例:労働法、下請法、フリーランス保護法)やソフトロー(例:「文化芸術分野の適正な契約関係構築に向けたガイドライン」〔文化庁、2022年〕)による対応が中心であるが、日本の著作権法においても、(自然人としての)著作者&実演家を保護する「著作権契約法」は検討に値すると考える(少なくとも透明性義務)
- もっとも、「著作権契約法」による契約自由の原則への介入を正当化する理論的根拠は課題(「経済的弱者」だけではおそらく不十分)

参考

- ・上野達弘「著作者・実演家の契約法的保護」『知的財産法学の新たな地平』高林龍先生古稀記念論文集(日本評論社、2022年)406頁
- ・上野達弘「欧州指令における『著作権契約法』」早稲田大学法学会編『早稲田大学法学会百周年記念論文集(4)』(成文堂、2022年)255頁
- ・上野達弘「『人権』としての著作権？」『コピーライト722号2頁(2021年)』
- ・上野達弘「国際社会における日本の著作権法 ——クリエイタ指向アプローチの可能性」『コピーライト613号2頁(2012年)』

おわりに

上野達弘「国際社会における日本の著作権法 ——クリエイタ指向アプローチの可能性」コピーライト613号17頁(2012年)

たしかに、中山先生もご指摘のように、日本では「著作者」というものに法人が含まれることになってしまっておりますため、法人を含めた著作者というものが一般的に弱者であるとか、交渉力の格差があるということはありません。したがって、日本法における現在の著作者概念を前提とする以上、日本法にいう著作者を一律に保護する契約法を導入することは困難であり、適切でもないでしょう。..

では、わが国著作権法は今のまま契約法を持つ必要はないのでしょうか。私が問いたいのはこのことです。わが国における著作者概念が大陸法のそれと異なるのはたしかです。しかし、それは日本の職務著作制度が、創作者主義の第1原則を修正するという方法を採用してしまい、本来は自然人クリエイタのみを意味するはずであった著作者という概念を、法人をも含む一貫性のないものにしてしまったからにほかなりません。

先ほどマイクロソフト社の例が挙がっていましたが、いわば強い法人が著作者である場合には、その法人を保護する契約法は必要ないでしょう。しかし、だからといって、著作者が自然人クリエイタである場合についても契約法の必要がないとは限らないはずです。

たとえ法人である著作者には契約法が不要だとしても、自然人クリエイタである著作者にはこれを保護するための契約法が必要だということになる可能性はあります。

おわりに

上野達弘「国際社会における日本の著作権法 ——クリエイタ指向アプローチの可能性」コピーライト613号18頁(2012年)

..つまり日本法は、ヨーロッパ大陸法ともアメリカ法とも異なり、自然人クリエイタを契約上保護する規定を何も持っていないわけです。

もちろん、たとえ自然人クリエイタの交渉力が弱くても、あえて契約法で保護する必要などなく、徹底的に契約自由に委ねておけばよいのだというのも一つの考え方でしょう。..

そして、著作者と契約して著作物等を利用する立場の者にとっては、著作者を保護するような契約法がほぼ皆無である日本の著作権法は、まことに便利で都合の良いものだといえます。

しかし、ヨーロッパ大陸法にはもちろんのこと、アメリカ法においてさえも、契約自由が貫徹されているわけではなく、自然人クリエイタである著作者を保護する一定の契約法的規定を有していることは事実のようです。

そうしますと、日本の著作権法というのは国際的に見ると、事実行為としての創作行為を行った自然人クリエイタの立場や権利をないがしろにする傾向があるといえるのではないのでしょうか。

その是非をめぐってはいろいろとご意見があることかと思いますが、少なくとも日本の著作権法が国際社会においてこのような位置づけにあることを自覚すべきではないかと思えます。その上で、日本法の妥当性を検証し、あるべき姿を模索すべきなのではないか、私が強調したいのはこのことです。

おわりに

上野達弘「著作者・実演家の契約法的保護」『知的財産法学の新たな地平』
高林龍先生古稀記念論文集(日本評論社、2022年)425頁以下

・日本の著作権法には契約法規定が皆無に等しい。立法論としても、「著作権契約法」に関する懐疑的な見方が有力である。そもそも、日本においては、契約法によって著作者や実演家を保護するという問題意識自体が乏しいようにも思われる。

著作権法というのは、文化の発展を目的として、著作者および実演家に権利を付与する法律である。しかし、著作者および実演家にいくら強力な権利を付与しても、契約自由の原則の名の下にそれが容易に奪われてしまうとすれば、その目的を十分に達成したとは言い難いのではないだろうか。もし、著作者や実演家が、その著作物や実演が生み出す収益から正当な利益分配を受けられないとすれば、そのような事態を放置すべきではないように思われる。

もちろん、「著作権契約法」というものが契約自由の原則を制約するものであるならば、その正当化根拠が問題となる。また、日本では、職務著作制度によって、著作権法上の「著作者」に自然人のみならず法人が含まれることから、仮に「著作権契約法」に関する立法を行うとしても課題が残るのも確かである。したがって、これは総合的な考察と根源的な検討を要する難題と言える。

しかし、この課題は著作権法の存在意義に関わるものであり、そこに日本と欧米における大きな相違があることも事実である。そのような課題の重要性を強調して結びとしたい。

おわりに

上野達弘「欧州指令における『著作権契約法』」早稲田大学法学会編『早稲田大学法学会百周年記念論文集第4巻展開・先端・国際法編』（成文堂、2022年）271頁以下

・日本の著作権法には契約法規定が皆無に等しい。また立法論としても、「著作権契約法」に関する懐疑的な見方が有力である。そもそも、日本においては、契約法によって著作者や実演家を保護するという問題意識自体が乏しいようにも思われる。

著作権法というのは、文化の発展を目的として、著作者および実演家に権利を付与する法律であるが、いくら強力な権利を付与しても、契約自由の原則の名の下にそれが容易に奪われてしまうとすれば、それで目的の達成に十分と言えるのであろうか。もし、結果として、著作者や実演家が、その著作物や実演が生み出す収益から正当な利益分配を受けられないとすれば、そのような事態を放置してよいかどうか問題になるはずである。

もちろん、「著作権契約法」というものが契約自由の原則を制約しかねないものである以上、その正当化根拠が問題となる。また、現実問題としては、「著作権契約法」を持たない状態が自明視されている日本において、著作者や実演家を保護する「著作権契約法」の立法が実現する可能性はないかも知れない。しかし、本稿で検討したE Uを中心とする国際的な状況からすれば、この問題は日本にとっても決して等閑視できるものではないはずである。本稿が、ささやかな問題提起になり得たとすれば幸いである。

早稲田大学法学学術院

上野達弘

uenot@waseda.jp

欧州指令における「著作権契約法」

上野 達弘



- I はじめに
- II 欧州デジタル単一市場指令における「著作権契約法」
- III おわりに

I はじめに

著作権法は、著作者や実演家が生み出した著作物や実演について一定の権利を付与している。著作者や実演家は、その著作物や実演を他者(例:出版社、レコード会社、放送局)に利用させるために、権利譲渡またはライセンス(利用許諾)を内容とする契約を締結する。この契約は当事者の合意に基づくものであるため、そこでは基本的に契約自由の原則が妥当する。

ところが、欧米諸国の著作権法には、著作者や実演家が自己の著作物や実演の利用について瑕疵のない合意に基づく契約を締結した場合でも、著作者および実演家を保護する契約法が様々な形で見られる(以下「著作権契約法」という)。例えば、ドイツ法上の「ベストセラー条項」(著作物が大ヒットして利用者が大きな収益を上げた場合、著作者は追加的な報酬を請求できる制度)、フランス法上の比例報酬原則(権利譲渡の報酬は、原則として収益に連動した比例配分を伴わなければならないとする制度)、アメリカ法上の終了権制度(著作者が権利付与を行った35年後に、契約を終了させて権利を取り戻すことができる制度)である。

これに対して、日本の著作権法にはそのような契約法が皆無に等しい。ま

た、立法論としても、そのような「著作権契約法」に関する懐疑的な見方が有力である。そもそも日本においては、契約法によって著作者や実演家を保護するという問題意識自体が乏しいように思われる⁽¹⁾。

そのような中、2019年4月17日に成立した「欧州デジタル単一市場における著作権・著作隣接権指令」(以下「欧州DSM指令」という)⁽²⁾は、まさに「著作権契約法」に関する充実した規定を有し(18～23条)、欧州連合(EU)加盟国にその導入を義務づけている。これによって、EU加盟国において、「著作権契約法」に関するハーモナイゼーションが高いレベルで実現することになるのである。

このようなEUの動向は大いに注目されるものである。そこで、本稿は、欧州DSM指令における契約法規定の内容を概観して、若干の検討を加えるものである。

II 欧州デジタル単一市場指令における「著作権契約法」⁽³⁾

1 経緯

欧州DSM指令は、2019年4月17日に成立し、欧州連合官報発行(同年5月17日)の20日後である同年6月7日に発効し(31条)、加盟国は2021年6月7日までに国内法化する義務を負う(29条1項前段)。

この欧州DSM指令は、国境を越えたデジタル環境に対応した著作権上の権利やその制限、あるいは責任について様々な規定を設けたものである

(1) 問題提起として、上野達弘「国際社会における日本の著作権法 クリエイタ指向アプローチの可能性」コピライト613号12頁以下(2012年)参照。

(2) Directive (EU) 2019/790 of the European Parliament and of the Council of 17 April 2019 on Copyright and Related Rights in the Digital Single Market and amending Directives 96/9/EC and 2001/29/EC, OJ L 130, 17. 5. 2019, p. 92. 和訳として、井奈波朋子訳「デジタル単一市場における著作権指令(翻訳)」コピライト700号79頁(2019年)参照。濱野恵「デジタル単一市場における著作権指令」外国の立法281-2号10頁(2019年)も参照。

(3) See Eleonora Rosati, Copyright in the Digital Single Market: Article-by-Article Commentary to the Provisions of Directive 2019/790, (Oxford Univ. Press, 2021), pp 360; Karl-Nikolaus Peifer, Die urhebervertragsrechtlichen Normen in der Copyright Richtlinie, ZUM 2019, 648.

が、その第3章「利用契約における著作者および実演家の公正な報酬(Fair remuneration)」として「著作権契約法」に関する規定を有している(18～23条)。EUにおいては、これまでも多数の指令によって著作権制度のハーモナイゼーションが図られてきたが、契約法に関してはこれが初めてのハーモナイゼーションである。

その内容は、指令案(2016年)⁽⁴⁾の段階では、3箇条(14条〔透明性義務〕、15条〔契約調整メカニズム〕、16条〔紛争解決手続〕)にとどまっていたのに対して、最終的には、6箇条(18条〔相当・比例報酬原則〕、19条〔透明性義務〕、20条〔契約調整メカニズム〕、21条〔ADR手続〕、22条〔撤回権〕、23条〔共通規定〕)にわたる充実したものとなっている。以下、その内容を概観しよう。

2 内容⁽⁵⁾

(1) 相当・比例報酬原則(18条)⁽⁶⁾

欧州DSM指令18条は、「相当かつ比例的な報酬の原則」(Principle of appropriate and proportionate remuneration)⁽⁷⁾との標題を持つ規定であり、その1項において、「加盟国は、著作者および実演家はその著作物または他の保護対象物の利用のためにその排他的権利をライセンスまたは譲渡する場合、著作者および実演家が相当かつ比例的な報酬(appropriate and proportionate remuneration)を受け取る権利があることを保障しなければならない」と定めている。

(4) Proposal for a Directive of the European Parliament and of the Council on Copyright in the Digital Single Market, COM/2016/0593 final - 2016/0280 (COD).

(5) 以下、欧州DSM指令の和訳については、基本的に、井奈波訳・前掲注(2)に従いつつ、若干の修正を加えている。

(6) See Raquel Xalabarder, The Principle of Appropriate and Proportionate Remuneration of Authors and Performers in Art.18 Copyright in the Digital Single Market Directive: Statutory residual remuneration rights for its effective national implementation, 4 InDret 1 (2020). 張睿暎「欧州デジタル単一市場著作権指令第18条における『適正かつ比例的な報酬の原則』」獨協法学117号168頁(2022年)参照。

(7) 「appropriate」の訳語について、井奈波訳・前掲注(2)は「適正」としており、張・前掲注(6)157頁は「適切」としているが、本稿では、ドイツ法に関する従来の議論における訳語に従って基本的に「相当」の語を用いるものとする。

その趣旨について、前文 72 は、欧州 DSM 指令における契約法規定全体に関する記述ではあるが、著作者および実演家は「傾向として契約の立場上より弱い位置づけにあり (tend to be in the weaker contractual position)、それら自然人 (those natural persons) は……本指令に定める保護を必要とする」と述べている。

また、報酬の相当性について、前文 73 は、「著作者および実演家の報酬は、著作物または他の保護対象物全体に対する著作者または実演家の寄与、および市場慣行や著作物の実際の利用のような、当該案件の他のすべての状況を考慮し、ライセンスされたまたは譲渡された権利の現実的または潜在的な経済的価値に対し、相当かつ比例的でなければならない」と述べている。したがって、報酬の相当性については、ここに掲げられたような諸事情を考慮して判断されることになる。

他方、18 条 2 項は、相当・比例報酬原則の国内法化において、「加盟国は異なる手続きを自由に用いることができ、かつ契約の自由の原則および権利と利益との公正なバランスを考慮しなければならない」と規定しており、各加盟国における国内法化に関して一定の裁量が認められている。例えば、同条 1 項は、その文言上、「比例的な報酬」と定められているが、前文 73 は、「一括払いも比例的な報酬となり得るが、それは基本原則であってはならない (A lump sum payment can also constitute proportionate remuneration but it should not be the rule)。加盟国は、各分野の特性を考慮し、一括払いの金額が支払われる特定の場合を自由に定めることができなければならない」と述べている。したがって、加盟国は、分野等に応じて「一括払い」の報酬が許容される場合を定めることができることになる。また、前文 73 は、加盟国が、団体交渉等の様々な手続を通じて相当・比例報酬原則を実施できるとも述べている。

なお、18 条に基づく保護を受ける主体は「著作者および実演家」(authors and performers) である。したがって、著作者または実演家ではない者が著作権や著作隣接権を有し、その者が排他的権利のライセンスまたは譲渡を行う場合は、同条に基づく相当・比例報酬原則の対象ではないと解される。

(2) 透明性義務 (19 条)⁽⁸⁾

欧州 DSM 指令 19 条は、「透明性義務」(Transparency obligation) という標題を持つ規定であり、その 1 項において、「加盟国は、著作者と実演家が、少なくとも年 1 回、定期的に、各分野の特性を考慮しつつ、権利をライセンスまたは譲渡した当事者またはその権利の承継者から、特に利用方法、生じたすべての収入および支払われるべき報酬に関して、その著作物および実演の利用につき、現在の、関連する完全な情報を取得することを保障しなければならない」と定めている。そして、同条 2 項は、契約の相手方が第三者にサブライセンスした場合、著作者および実演家またはそれらの代表者 (representatives) は、サブライセンシーから直接または間接に追加的情報を取得できるようにすることを、加盟国に義務づけている。

その趣旨について、前文 75 は、著作者および実演家が得る報酬の相当性を確保するためには、権利存続期間中の経済的価値を評価するための情報が必要であるが、著作者および実演家は、「傾向として契約の立場上より弱い位置づけ」(tend to be in the weaker contractual position) にあるため、この規定によって、著作者および実演家が、著作物または実演の利用に関連するすべての収益に関する情報を、適切な内容かつ適切な周期 (少なくとも毎年 1 回) で提供を受ける必要があると述べている。

もっとも、この透明性義務に関しても、各加盟国における国内法化に関して一定の裁量が認められている。すなわち、透明性義務の具体的内容は、「各分野において高度な透明性を確保するために、比例的かつ効果的 (proportionate and effective) でなければならない」とされ (19 条 3 項 1 文)、加盟国は、「管理上の負担が、著作物または実演の利用により生じる収入との関係で不均衡 (disproportionate) になると十分に正当化される場合において、義務がそのような場合に合理的に期待できる情報の種類および水準に限定されると規定することができる」(同項 2 文) と定められている。具体的には、分野の特性を考慮して団体交渉等の関係利害関係者が義務内容を決定することが考えられる (前文 77 参照)。

(8) 張睿暎「欧州デジタル単一市場著作権指令第 19 条における『透明性義務』」獨協法学 116 号 211 頁 (2021 年) 参照。

他方、透明性義務の対象外となる場合について、前文 74 は、「利用が停止された場合、または著作者もしくは実演家が、一般大衆に対し、対価としての報酬なくライセンスを付与した場合、その必要性は存在しない」と述べている。これに従うと、19 条に基づく透明性義務は、あくまで著作物または実演の利用が継続している場合に認められるものと解される⁽⁹⁾。また、著作者または実演家が、クリエイティブコモンズ・ライセンスのような無償のパブリック（オープンアクセス）ライセンスを行うことも許容されているところ（前文 82 参照）、この場合は透明性義務の対象外になる（もっとも、要件を満たせば撤回権〔22 条〕は行使可能）と解される⁽¹⁰⁾。

（3）著しく低い報酬の調整メカニズム（20 条）

欧州 DSM 指令 20 条は、「契約調整メカニズム」（Contract adjustment mechanism）という標題を持つ規定であり、その 1 項において、「加盟国は、最初に合意された報酬が、著作物または実演の利用後に生じる収入すべてと比較して著しく低いことが判明した（turns out to be disproportionately low）ときに、著作者および実演家またはそれらの代表者（representatives）が、その権利の利用契約を締結した当事者または当該当事者の権利承継者に対して、追加の相当かつ公正な報酬（additional, appropriate and fair remuneration）を請求する権利を有することを保障しなければならない」と定めている。

その趣旨として、前文 78 は、権利に関して長期にわたる契約が締結された場合において、その後、当該権利の経済的価値が当初の見込額より著しく高いことが判明しても、著作者および実演家には再交渉の機会がほとんど与えられていないことを問題視して、この規定は権利譲渡またはライセンスに基づき当初合意された報酬が、著作者または実演家の契約相手方による著作物または実演の利用による収益と比較して著しく低いものに明らかになった（clearly becomes disproportionately low）場合における報酬調整メカニズムを定めたと述べる。

また、報酬が「著しく低い」（disproportionately low）という判断について、前文 78 は、「著作者または実演家の寄与、さまざまなコンテンツの分野

(9) See Rosati *supra* note 3 at 376 et seq., 379.

(10) See Rosati *supra* note 3 at 379.

における特性および報酬に関する実務、ならびに契約が団体協約に基づくかどうかを含む、それぞれのケースに特有の状況を考慮しなければならない」と述べている。したがって、報酬が「著しく低い」かどうかの判断においては、ここに掲げられたような諸事情を考慮して判断されることになるだろう。

そして、ある報酬が「著しく低い」と判断された場合における「追加の相当かつ公正な報酬」（additional, appropriate and fair remuneration）の意味が問題になるが、これは 18 条 1 項にいう「相当かつ比例的な報酬」（appropriate and proportionate remuneration）の原則に呼応したものであり、具体的には、著作者および実演家の貢献、分野の特性や実務、現実の利用といった個別の事情を考慮して判断されると言われる⁽¹¹⁾。また、20 条 1 項においては「公正」（fair）という文言も用いられており、その意味が問題になるところ、この規定の経緯と正当化根拠に照らすと、同項にいう「公正」とは、ある報酬が権利の現実的または潜在的な経済的価値に対して均衡的（proportional）であることを要求しており、そうである場合、当該報酬は同時に 18 条 1 項にいう「比例的」（proportionate）とも評価されるとする説明が見られる⁽¹²⁾。

20 条 1 項に基づく追加報酬を請求できる主体について、同項は、「著作者および実演家またはそれらの代表者」（authors and performers or their representatives）と規定している。当初の指令案（15 条）では、著作者および実演家のみが主体になっていたのに対して、20 条 1 項において、それらの「代表者」が含まれているのは、立法過程において、著作者および実演家は、自ら締結した契約の調整を要求することに慎重になるかも知れないという懸念が示されたことから、これに対応した結果とされる⁽¹³⁾。なお、20 条 1 項にいう「著作者および実演家」は自然人でなければならないが⁽¹⁴⁾、「代表者」は自然人に限られないと言われる⁽¹⁵⁾。

20 条 1 項に基づく追加報酬請求の相手方について、同項は、「その権利の利用契約を締結した当事者または当該当事者の権利承継者（the successors in

(11) See Rosati *supra* note 3 at 388.

(12) See Rosati *supra* note 3 at 389.

(13) See Rosati *supra* note 3 at 385.

(14) See Rosati *supra* note 3 at 384, 389.

(15) See Rosati *supra* note 3 at 385.

title of such party)」と規定している。当初の指令案（15条）では契約当事者のみが対象になっていたのに対して、20条1項に「権利承継者」が含まれることから、著作者または実演家が直接契約をした相手方のみならず、例えば、当該相手方から権利譲渡を受けた第三者も、同項に基づく追加報酬請求の相手方に含まれることになる。ただ、ここにいう「権利承継者」にサブライセンシーが含まれるかは問題となる。この点、透明性義務を定めた19条においては、同条1項が権利譲渡およびライセンスの両方について「その権利の承継者」(their successors in title) という文言を用いている一方、同条2項1文は「サブライセンシー」(sub-licensee) に関して規定しており、権利承継者 (successors in title) とサブライセンシー (sub-licensee) の用語が区別されていることからすれば、20条1項にいう権利承継者にはサブライセンシーが含まれない（この点でドイツ法上のベストセラー条項と異なる）とする指摘がある⁽¹⁶⁾

他方、20条1項は、「本条に定める手続きに相当する手続きを定める適用可能な団体協約 (collective bargaining agreement) がない場合」と規定しているため、もし団体協約において報酬調整メカニズムが用意されている場合は、同項に基づく契約調整メカニズムの対象外ということになる。これは、団体による報酬調整メカニズムが自主的に整備されることを期待したものと考えられよう。また、同条2項は、欧州管理団体指令⁽¹⁷⁾ またはこれを実施した国内法に基づく団体によって締結された契約には、同条1項に基づく契約調整メカニズムは適用されないと規定している。したがって、例えば、権利管理団体が行ったライセンスについては、同項に基づく契約調整メカニズムの対象外となろう。さらに、明文の規定はなく、無償のパブリックライセンスや利用が継続していない場合について透明性義務（19条）を否定した

(16) See Lukas Schwoppe, Efficacy of the 'Best-Seller Clause' in Article 20 DSM Directive – game changer or just a bone thrown at authors? A German perspective, 17 (2) Journal of Intellectual Property Law & Practice 92, 95 (2022).

(17) Directive 2014/26/EU of the European Parliament and of the Council of 26 February 2014 on collective management of copyright and related rights and multi-territorial licensing of rights in musical works for online use in the internal market Text with EEA relevance, OJ L 84, 20. 3. 2014, p. 72.

前文74は20条には言及していないものの、著作者または実演家が、クリエイティブコモンズ・ライセンスのような無償のパブリック（オープンアクセス）ライセンスを行った場合や、利用が継続していない場合についても、同条に基づく報酬調整メカニズムの対象外になる（もっとも、要件を満たせば撤回権〔22条〕は行使可能）との見解がある⁽¹⁸⁾。

このように20条に基づく契約調整メカニズムは一定の制約があるものの、18条に基づく相当・比例報酬原則にとどまらず、ある報酬が、契約締結時には相当であったとしても、特に利用が長期にわたって継続した場合で、当初の予測を著しく超過する収益が得られた結果、もはや当該報酬が当該収益に見合わないものになった場合において、追加的な報酬請求によって著作者および実演家に利益分配を図ろうとするものであり、ドイツ法における「ベストセラー条項」に近いものと言えよう。

(4) ADR 手続 (21 条)

欧州 DSM 指令 21 条は、「ADR 手続」(Alternative dispute resolution procedure) という標題を持つ規定であり、透明性義務（19条）および契約調整メカニズム（20条）に関する紛争を任意の ADR 手続に付すことができるように、加盟国に義務づけている（21条1文）。そして、加盟国は、一人または複数の著作者および実演家の特定の要求によって、著作者および実演家の代表機関 (representative organisations) が当該手続を開始できることを確保しなければならない（同条2文）。

その趣旨について、前文79は、著作者および実演家は、「多くの場合、契約の相手方当事者に対し、裁判によりその権利を主張することに消極的 (reluctant) である」ことに鑑みると、こうした ADR 手続を設ける必要があると述べている。もっとも、そのための組織の在り方や手続に係る費用負担等については、各加盟国の国内法化における裁量が認められている（前文79参照）。

(5) 撤回権 (22 条)⁽¹⁹⁾

欧州 DSM 指令 22 条は、「撤回権」(Right of revocation) という標題を持

(18) See Rosati *supra* note 3 at 390.

(19) See also Ula Furgał, Interpreting EU Reversion Rights: Why “Use-it-or-lose-it”

つ規定であり、その1項において、「加盟国は、著作者または実演家が、排他的に (on an exclusive basis) 著作物または他の保護対象物について有する権利をライセンスまたは譲渡した場合、その著作者または実演家は、当該著作物または他の保護対象物が利用されていない (a lack of exploitation) 場合に、ライセンスまたは権利の譲渡の全部または一部を取り消すことができることを保障しなければならない」と定めている。そして、この権利は、契約締結後、合理的な期間経過後 (after a reasonable time) にのみ行使できるものであり (同条3項1文)、著作者および実演家は、ライセンスまたは権利譲渡された者に対して、利用が行われるべき適切な期限を定めて通知を行わなければならない (同項2文)、当該期限の後には、著作者および実演家は、権利譲渡またはライセンスを取り消すことに代えて、契約の独占性を終了させることもできる (同項3文)。

他方、22条2項は、各加盟国の国内法化に関して一定の裁量を認めており、分野の特性、著作物および実演の特性、複数の著作者および実演家が関与する場合における寄与の重要性や撤回権の行使による他の著作者および実演家の正当な利益への影響を考慮して特別の規定を定めること (同項1文)、複数の著作者および実演家が関与する著作物および実演については撤回権の対象外とすること (同項2文)、正当性のある場合は撤回権のメカニズムを一定の期間に限定すること (同項3文)、権利譲渡またはライセンスを取り消すことに代えて、契約の独占性を終了させることを選択できるようにすること (同項4文) を許容している。

このような撤回権の趣旨について、前文80は、著作者および実演家は自己の著作物および実演が利用されることを期待するものであるが、著作者および実演家が権利譲渡または排他的なライセンスをしたにもかかわらず、実際にはまったく利用されないことがあり、そのような場合に、著作者および実演家は、別の第三者にこれを利用させることができないため、著作者および実演家は、合理的期間の経過後、他の者に権利譲渡またはライセンスできるように、権利譲渡またはライセンスを取り消すことができるようにする必

Should Be the Guiding Principle, 43 (5) European Intellectual Property Review, 283 (2021).

要があると述べている。このような不利用を理由とする撤回権は「use-it-or-lose-it」とも呼ばれる⁽²⁰⁾。

なお、この撤回権を排除する契約上の合意について、加盟国は、それが労働協約に基づく場合に限り有効 (enforceable) と定めることができると規定されている (22条5項)。

(6) 共通規定 (23条)

欧州 DSM 指令 23条は、「共通規定」という標題を持つ規定であり、その1項において、上記の契約法規定のうち、19条 (透明性義務)、20条 (契約調整メカニズム)、21条 (ADR 手続) に反する契約条項を無効 (unenforceable) なものと定めている。その趣旨について、前文81は、これらの規定は「強行的な性質」(a mandatory nature) のものであるべきであり、当事者は当該規定の適用を排除できるべきではないと述べている。

他方、23条1項においては、18条 (相当・比例報酬原則) および22条 (撤回権) が掲げられていない。このうち、撤回権については22条5項においてこれを排除する契約上の合意の有効性に関する規定が設けられているが、18条にはそのような規定がないため、相当・比例報酬原則を排除する契約の有効性が問題になる。

たしかに、もし18条が強行規定であり、無償の権利譲渡やライセンスが常に無効になるとすれば、フリー素材のライセンス契約等に問題が生じることになる。実際のところ、前文82は、「本指令のいかなる規定も、……排他的権利の権利者が、著作物または他の保護対象物の無償の (for free) 利用許諾 (すべての利用者の利益に資する非独占的な無償のライセンスによることを含む) を妨げるものとして、解釈されてはならない」と述べている。したがって、パブリック (オープンアクセス) ライセンスも含めて、無償のライセンスの有効性が否定されるわけではないと言えよう⁽²¹⁾。

ただ他方で、相当・比例報酬原則を排除する合意が常に有効であるとすれ

(20) See also Rosati *supra* note 3 at 402; Martin Kretschmer and Rebecca Giblin, Getting Creators Paid One More Chance for Copyright Law, 43 (5) European Intellectual Property Review, 280 (2021).

(21) See Rosati *supra* note 3 at 389.

ば、18条1項の意味は乏しく、20条に基づく契約調整メカニズムに頼りしかなことになりかねない。そこで、23条1項が18条1項を掲げていないことを踏まえつつも、報酬の相当性を排除する合意を無効とする見解もある⁽²²⁾。また、より慎重な立場として、23条1項は、相当な報酬を受ける権利を放棄できる根拠に用いられるべきでないとする見解もある⁽²³⁾。

なお、23条2項は、コンピュータプログラムの著作者について、18条～22条の適用を除外している。つまり、コンピュータプログラムの著作者については、相当・比例報酬原則(18条)、透明性原則(19条)、契約調整メカニズム(20条)、ADR手続(21条)のみならず、撤回権(22条)も含めて、欧州DSM指令における契約法規定のすべてが対象外となるのである。ただ、ここにいうコンピュータプログラムは、コンピュータプログラムの法的保護に関する欧州指令⁽²⁴⁾2条における意味とされ(23条2項)、ビデオゲームの著作者のように、コンピュータプログラムのみならず、映像や音についての著作者でもある場合は、その限りで契約法の適用を受けるとされる⁽²⁵⁾。

(7) 適用対象外

欧州DSM指令の契約法規定全体に関する前文72は、「契約の相手方がエンドユーザーとして行為し、かつ、例えば特定の雇用契約における場合にあり得るが、著作物または実演自体を利用しない場合には、この保護の必要性は存在しない」と述べている。このことからすれば、同指令における契約法は、著作者または実演家による権利譲渡またはライセンスであっても、相手方がエンドユーザーであり、自ら著作物または実演を利用しないような場合には適用されないことになろう。例えば、ある会社の従業員が社内マニュアルを作成し、その著作権を同社に譲渡したような場合がこれに当たろうか。

(22) See Rosati *supra* note 3 at 367. 張・前掲注(6)153頁も同旨。

(23) See Séverine Dusollier, The 2019 Directive on Copyright in the Digital Single Market: Some progress, a few bad choices, and an overall failed ambition, 57 (4) Common Market Law Review 979, 1023 (2020).

(24) Directive 2009/24/EC of the European Parliament and of the Council of 23 April 2009 on the legal protection of computer programs (Codified version), OJ L 111, 5. 5. 2009, p. 16.

(25) See Rosati *supra* note 3 at 365.

ただ、雇用関係における契約が欧州DSM指令における契約法の対象から全面的に除外されているわけではないとも言われる⁽²⁶⁾。例えば、新聞記者が雇用関係において新聞社と著作権契約を締結する場合のように、契約の相手方である新聞社が自ら著作物を利用する場合は、同指令の契約法規定が適用されることになろう。

このように考えると、欧州DSM指令における契約法規定は、契約の相手方が自ら著作物または実演を利用して第三者に享受させることを通じて利益を上げる場合が念頭に置かれていると理解することになるように思われる。

3 検討

以上のように、欧州DSM指令は、第3章「利用契約における著作者および実演家の公正な報酬」として6箇条の契約法規定(18条〔相当・比例報酬原則〕、19条〔透明性義務〕、20条〔契約調整メカニズム〕、21条〔ADR手続〕、22条〔撤回権〕、23条〔共通規定〕)を有する。この中には、契約目的に応じて権利譲渡やライセンスの範囲を限定したり、将来の著作物に関する包括的な権利譲渡を無効としたりするような契約法規定はないものの、報酬の相当性を確保し、著作物および実演の利用が生み出す収益から著作者および実演家への利益分配を実質的に確保するための規定としては充実したものと言える。

このような著作権法上の契約法は、大陸法諸国の著作権法においては以前から設けられていたものの、それが今般、欧州指令のレベルで導入され、EU加盟国における国内法化が義務づけられたということは、EU加盟国において「著作権契約法」の必要性が共有されていることの表れと考えられ、大いに注目されることである。

その上で、以下の点を指摘しておきたい。

(1) 契約法規定の正当化根拠

第一に、契約法規定の理論的な正当化根拠についてである。というのも、欧州DSM指令の契約法規定は、著作物および実演に関する契約を締結した

(26) See Rosati *supra* note 3 at 306.

著作者および実演家を保護するものであるが、当事者間に瑕疵のない合意に基づく契約が成立している場合であっても強行的に適用されるものであるため、契約自由の原則との関係が問題にならざるを得ないからである。

この点について、前文 72 は、欧州 DSM 指令中の契約法全体に関する記述として、「著作者および実演家は、対価として報酬を受領する利用のため、それらが所有する企業を通して行う場合も含め、ライセンスを付与またはその権利を譲渡する場合、傾向として契約の立場上より弱い位置づけにあり (tend to be in the weaker contractual position)、それら自然人 (those natural persons) は、EU 法に基づき調和した権利を十分に享受できるよう、本指令に定める保護を必要とする」と述べている⁽²⁷⁾。また、前文 75 は、透明性義務 (19 条) に関連して、著作者および実演家は「傾向として契約の立場上より弱い位置づけにある」(tend to be in the weaker contractual position) と述べている。このように、同指令は、前文の 2 カ所において、著作者および実演家の契約的地位の弱さを指摘しており、この点を契約法規定の根拠としてるように読める。

さらに、欧州 DSM 指令の草案段階において、欧州委員会の作業文書 (Staff Working Document) は、交渉力の格差 (difference in bargaining power) があることによって、クリエイタたちにとっては「申し出を受けるか否か」(“take it or leave it”) という交渉の余地のない状況が生み出されかねず、その結果、著作者に対する何らの報告義務もなく、かつ、あらゆる形態の利用を可能にする包括的な文言 (catch-all language) を用いた完全買取 (full “buy-outs”) 契約を招くことになると指摘していた⁽²⁸⁾。

以上のように、欧州 DSM 指令における契約法規定の正当化根拠に関しては、自然人である著作者および実演家が、契約の相手方との関係で交渉力に格差があり、契約的地位が弱いことが強調されていると言えよう⁽²⁹⁾。

(27) このような記述があることから、前文 72 に従う限り、もし著作者および実演家が自然人でない場合があるとすれば、その場合には欧州 DSM 指令 18 条に基づく原則は適用されないとされる。See Rosati *supra* note 3 at 364.

(28) See European Commission, Commission Staff Working Document: Impact Assessment on the Modernisation of EU Copyright Rules, Part 1, SWD (2016) 301 final, p. 175.

(29) なお、欧州 DSM 指令 1 条 2 文は、著作物等の利用のための「十分に機能的な市場」

他方、前文 73 は、相当・比例報酬原則 (18 条) に関して、「著作者および実演家の報酬は……ライセンスされたまたは譲渡された権利の現実的または潜在的な経済的価値 (the actual or potential economic value) に対し、相当かつ比例的でなければならない」とも述べている。このことからすると、相当・比例報酬原則の正当化根拠としては、権利の経済的価値が「潜在的」であることが考慮されていると指摘できるようなにも思われる。

たしかに、著作物および実演は、それが生み出された段階では明らかでない価値が潜在する場合があると考えられ、それがために、時間の経過によって、著作物または実演に対する権利の経済的価値が変化する場合があると考えられる。そのような意味で経済的価値の不確実性が高い権利について、契約時において将来の経済的価値を正確に評価することは困難であると言える。そこで、著作者および実演家が権利譲渡またはライセンスする際、その対価としての報酬を権利の経済的価値に見合った相当なものにして、公正な利益分配を実現するためには、契約時点における一括払いは基本的に妥当でないと考えられる。以上のように、経済的価値の不確実性が高い権利であることは、相当・比例報酬原則を基礎づけると共に、報酬の相当性を確保するための手段として透明性義務や報酬調整メカニズムをも基礎づけるとの考えも成り立ち得るようなにも思われる。

(2) 適用対象となる契約

第二に、欧州 DSM 指令における契約法規定の適用対象となる契約についてである。

18 条 (相当・比例報酬原則) および 22 条 (撤回権) は、権利譲渡および排他的ライセンスを対象とし、19 条 (透明性義務) および 20 条 (契約調整メカニズム)⁽³⁰⁾ は権利譲渡およびライセンスを対象とし、21 条 (ADR 手続) は

(a well-functioning marketplace) を確保することを目的としたルールを定めると規定し、これに関連して、前文 3 は「十分に機能的で公正な著作権市場」(a well-functioning and fair marketplace for copyright) を実現するために、「著作者および実演家の契約の透明性、著作者および実演家の報酬に関する規定も必要であり、同様に、著作者および実演家が独占的に譲渡した権利の取消のための手続きも必要である」と述べている。このことからすると、同指令における契約法規定は、他の規定と共に、公正な市場の実現に資するものと位置づけられているとも言えよう。

19条および20条に連動していることからすれば、欧州 DSM 指令における契約法規定は、著作者または実演家はその著作物または実演に関して権利譲渡またはライセンスを行った場合を対象としていることになる。このように、同指令が、権利譲渡のみならずライセンスを契約法の対象に含めていることは、権利譲渡とライセンスにおける次のような相違からすれば、注目に値する。

まず、権利譲渡は権利の終局的な移転を意味するところ、著作権や著作隣接権が長期にわたって存続する権利である以上、権利譲渡が行われる場合、契約後の利用可能な期間は長期にわたることになり、契約時点では、将来における利用の具体的内容や当該利用がもたらす経済的利益について予測することは困難と考えられる。したがって、権利譲渡の場合は、報酬（譲渡対価）が収益に見合った相当なものとなるように確保する契約法の必要性が高いと言えよう。

これに対して、ライセンスは許諾の内容を自由に設定できるものであるため、長期にわたる利用を許諾する場合もあれば、単発的な利用を許諾するにとどまる場合もある。そのため、ライセンスが行われる場合、契約時点において、利用の具体的内容や当該利用がもたらす経済的利益について予測することが相対的には容易な場合が多いと考えられる。したがって、ライセンスの場合は、報酬（ライセンス料）が収益に見合った相当なものとなるように確保する契約法の必要性が相対的には低いと考えられる。

もっとも、ライセンスであっても、長期にわたる利用を許諾する場合もあり、その場合は、当該利用がもたらす経済的利益について予測することは容易でないため、報酬（ライセンス料）が収益に見合った相当なものとなるように確保する契約法の必要性はあると考えられる⁽³¹⁾。

(30) 20条1項においては「権利の利用契約」(the exploitation of their rights) という文言が用いられているが、前文78が同条に関して「ライセンスまたは権利の譲渡に基づき当初合意された報酬が」と述べていることからしても、ここに権利譲渡およびライセンスが含まれると解される。

(31) 実際のところ、透明性義務(19条)および契約調整メカニズム(20条)は、先述のように、利用が継続している場合に適用されると解されており、このことからしても、同指令における契約法規定は、長期にわたる利用が行われる場合が念頭に置かれて

また、先述のように、「著作権契約法」の正当化根拠について、著作者および実演家の契約的地位の弱さに求めるとするならば、たとえ単発的な利用を許諾するライセンスであっても、報酬が相当なものであることや、収益との関係で比例的であることを確保する契約法の必要性はあると考えられよう。

さらに、EU加盟国の国内法においては、権利譲渡やライセンスといった権利の取引態様に相違がある。例えば、ドイツ著作権法においては利用権の許与(Einräumung)のみが定められ、フランス法においては譲渡(cession)のみが定められている。したがって、欧州 DSM 指令は、権利譲渡およびライセンスの両方を対象とすることによって、加盟国間の国内法の相違を超えて、契約法規定を実質的に確保する意味があると考えられる。

欧州 DSM 指令の契約法規定が権利譲渡のみならずライセンスを対象としていることは、以上のような観点から理解できるように思われる。

III おわりに

欧米諸国の著作権法には、著作者や実演家が自己の著作物や実演の利用について瑕疵のない合意に基づく契約を締結した場合でも、著作者および実演家を保護する「著作権契約法」が様々な形で見られる。今般、2019年4月17日に成立した欧州 DSM 指令は、相当・比例報酬原則(18条)、透明性義務(19条)、契約調整メカニズム(20条)、ADR手続(21条)、撤回権(22条)という充実した契約法規定を有し、加盟国にその導入を義務づけている。これによって、EU加盟国において、「著作権契約法」に関するハーモナイゼーションが高いレベルで実現することになるのである。

これに対して、日本の著作権法には契約法規定が皆無に等しい。また立法論としても、「著作権契約法」に関する懐疑的な見方が有力である。そもそも、日本においては、契約法によって著作者や実演家を保護するという問題意識自体が乏しいようにも思われる。

いるとも考えられよう。

著作権法というのは、文化の発展を目的として、著作者および実演家に権利を付与する法律であるが、いくら強力な権利を付与しても、契約自由の原則の名の下にそれが容易に奪われてしまうとすれば、それで目的の達成に十分と言えるのであろうか。もし、結果として、著作者や実演家が、その著作物や実演が生み出す収益から正当な利益分配を受けられないとすれば、そのような事態を放置してよいかどうか問題になるはずである。

もちろん、「著作権契約法」というものが契約自由の原則を制約しかねないものである以上、その正当化根拠が問題となる⁽³²⁾。また、現実問題としては、「著作権契約法」を持たない状態が自明視されている日本において、著作者や実演家を保護する「著作権契約法」の立法が実現する可能性はないかも知れない。しかし、本稿で検討したEUを中心とする国際的な状況からすれば、この問題は日本にとっても決して等閑視できるものではないはずである。本稿が、ささやかな問題提起になり得たとすれば幸いである。

早稲田大学法学会百周年記念論文集

第四巻 展開・先端・国際法編

令和4年(2022)12月28日 初版第1刷発行

編者 早稲田大学法学会

発行者 阿部成一

〒162-0041 東京都新宿区早稲田鶴巻町514番地

発行所 株式会社 成文堂

電話 03(3203)9201(代) FAX 03(3203)9206

<http://www.seibundoh.co.jp>

製版・印刷 シナノ印刷 製本 弘伸製本

©2022 早稲田大学法学会 Printed in Japan

☆乱丁・落丁本はおとりかえいたします☆ 検印省略

ISBN978-4-7923-3424-6 C3032

定価(本体9,500円+税)

(32) 著作権研究48号(2023年発行予定)に掲載される諸論考(シンポジウム「著作権法における契約法」)も参照。

欧州DSM指令（抄）^{1 2}

（1）条文³

第3章 利用契約における著作者および実演家の公正な報酬（Fair remuneration）

第18条 適正かつ比例的な報酬の原則（Principle of appropriate and proportionate remuneration）

1. 加盟国は、著作者および実演家はその著作物または他の保護対象物の利用のためにその排他的権利をライセンスまたは譲渡する場合、著作者および実演家が適正かつ比例的な報酬（appropriate and proportionate remuneration）を受け取る権利があることを保証しなければならない。
2. 第1項に規定された原則を国内法において実施するために、加盟国は異なる手続きを自由に用いることができ、かつ契約の自由の原則および権利と利益との公正なバランス（the principle of contractual freedom and a fair balance of rights and interests）を考慮しなければならない。

第19条 透明性義務（Transparency obligation）

1. 加盟国は、著作者と実演家が、少なくとも年1回、定期的に、各分野の特性を考慮しつつ、権利をライセンスまたは譲渡した当事者またはその権利の承継者から、特に利用方法、生じたすべての収入および支払われるべき報酬に関して、その著作物の利用につき、現在の、関連する完全な情報を取得することを保証しなければならない。
2. 加盟国は、第1項に定める権利が続いてその後にライセンスされた場合、第1の契約の相手方が第1項の目的のために必要なすべての情報を保有していない場合、著作者および実演家またはそれらの代表者は、その要求により、サブライセンシーから、追加的情報を取得すべきことを保証しなければならない。
当該追加的情報が要求される場合、著作者および実演家の最初の契約の相手方は、当該サブライセンシーの識別に関する情報を提供しなければならない。
加盟国は、第1段落に定めるサブライセンシーに対するあらゆる要求が、著作者または実演家の契約の相手方を介して直接的または間接的に行われることを規定することができる。
3. 第1項に規定された義務は、各分野において高度な透明性を確保するために、比例的

¹ [Directive \(EU\) 2019/790 of the European Parliament and of the Council of 17 April 2019 on copyright and related rights in the Digital Single Market and amending Directives 96/9/EC and 2001/29/EC, OJ L 130, 17.5.2019, p.92-125.](#)

² 以下の和訳は、井奈波朋子訳による (https://www.cric.or.jp/db/world/EU/EU_I_index_02.html)。

³ なお、2016年指令案 ([Proposal for a DIRECTIVE OF THE EUROPEAN PARLIAMENT AND OF THE COUNCIL on copyright in the Digital Single Market, COM/2016/0593 final – 2016/0280 \(COD\)](#)) は、14条（透明性義務）、15条（契約調整手続）、16条（紛争解決手続）のみを有した。

かつ効果的 (proportionate and effective) でなければならない。加盟国は、第1項に規定された義務から生じる管理上の負担が、著作物または実演の利用により生じる収入との関係で不均衡 (disproportionate) になると十分に正当化される場合において、義務がそのような限定されると規定することができる。

4. 加盟国は、著作者または実演家が、第20条第1項に基づきその権利を行使するためにこれらの情報を要求しているのであり、かつ、その目的のために情報を要求することを示さない限り、著作者または実演家の寄与が、著作物または実演の全体との関係で重要でない場合、本条第1項に定める義務は適用されないことを決定することができる。

5. 加盟国は、労働協約 (collective bargaining agreements) を条件とするかまたは労働協約に基づく合意のため、第1項ないし第4項に規定された基準を満たすことを条件として、関連する労働協約の透明性ルールが適用できると規定することができる。

6. 指令 2014/26/EU 第18条が適用される場合、本条第1項に定める義務は、同指令第3条 (a) および (b) に定義された者または同指令により導入された国内規定に基づく他の者によって締結された契約に関しては適用されない。

第20条 契約調整手続き (Contract adjustment mechanism)

1. 本条に定める手続きに相当する手続きを定める適用可能な労働協約 (an applicable collective bargaining agreement) がない場合、加盟国は、最初に合意された報酬が、著作物または実演の利用後に生じる収入すべてと比較して著しく低い (disproportionately low) ことが判明したときに、著作者および実演家またはそれらの代表者が、その権利の利用契約を締結した当事者または当該当事者の権利承継者に対して、追加の適かつ公正な報酬 (additional, appropriate and fair remuneration) を請求する権利を有することを保証しなければならない。

2. 本条第1項は、指令 2014/26/EU 第3条 (a) および (b) に定義されている者、または当該指令を国内法化した国内規定の下にすでにおかれている他の者によって締結された契約には適用されない。

第21条 ADR手続き (Alternative dispute resolution procedure)

加盟国は、第19条に基づく透明性義務および第20条に基づく契約調整手続きに関する紛争を、任意のADR手続きに付すことができることを規定しなければならない。加盟国は、著作者および実演家の代表機関が、一人以上の著作者および実演家の特別の要求により当該手続きを開始できることを保証しなければならない。

第22条 取消権 (Right of revocation)

1. 加盟国は、著作者または実演家が、排他的に著作物または他の保護対象物について有する権利をライセンスまたは譲渡した場合、その著作者または実演家は、当該著作物また

は他の保護対象物が利用されていない場合に、ライセンスまたは権利の譲渡の全部または一部を取り消す (revoke) ことができることを保証しなければならない。

2. 次の事項を考慮し、国内法において第1項に定める取消手続きに関する特別規定を定めることができる：

(a) 様々な分野および様々な種類の著作物ならびに実演の特性；および

(b) 著作物またはその他の保護対象物が、複数の著作者または実演家の寄与からなる場合、個々の寄与の相対的重要性、および個々の著作者または実演家による取消手続きの適用によって影響を受けるすべての著作者および実演家の正当な利益。

加盟国は、著作物または他の保護対象物が通常複数の著作者または実演家の寄与からなる場合、当該著作物またはその他の保護対象物を取消手続きの適用から除外することができる。

加盟国は、取消手続きが特定の期間内のみ適用できることを、このような限定が関係する著作物または他の保護対象物の分野または種類の特性によって十分に正当化される場合に、規定することができる。

加盟国は、著作者または実演家が、ライセンスや権利の譲渡を取り消す代わりに、契約の独占性の終了を選択できることを規定することができる。

3. 加盟国は、第1項に定める取消権が、権利のライセンスまたは譲渡の契約締結後合理的な期間の後 (after a reasonable time) にのみ行使されうることを規定しなければならない。著作者または実演家は、権利がライセンスされまたは譲渡された者に通知し、ライセンスまたは譲渡された権利の利用が行われるのに適切な期間を定めなければならない。当該期限経過後、著作者または実演家は、権利のライセンスまたは譲渡を取り消す代わりに、契約の独占性を終了させることを選択することができる。

4. 権利が利用されないことが、著作者または実演家による是正を合理的に期待できる状況に主に起因する場合、第1項は適用しない。

5. 加盟国は、第1項に定める取消手続きに違反するすべての契約条項は、それが労働協約に基づく場合に限り、適用されうることを規定することができる。

第23条 共通規定

1. 加盟国は、第19条、第20条および第21条を遵守しないいかなる契約条項も、著作者および実演家に対して強制できない (unenforceable) ことを保証しなければならない。

2. 加盟国は、本指令第18条ないし第22条が、指令2009/24/EC第2条の意味におけるコンピュータ・プログラムの著作者に適用されないことを規定しなければならない。

(2) 前文 (下線引用者)

(72) 著作者および実演家は、対価として報酬を受領する利用のため、それらが所有する企業を通して行う場合も含め、ライセンスを付与しまたはその権利を譲渡する場合、傾向として契約の立場上より弱い位置づけにあり (tend to be in the weaker contractual position)、それら自然人 (those natural persons) は、EU法に基づき調和した権利を十分に享受できるよう、本指令に定める保護を必要とする。契約の相手方がエンドユーザーとして行為し、かつ、例えば特定の雇用契約における場合にあり得るが、著作物または実演自体を利用しない場合には、この保護の必要性は存在しない。

(73) 著作者および実演家の報酬は、著作物または他の保護対象物全体に対する著作者または実演家の寄与、および市場慣行や著作物の実際の利用のような、当該案件の他のすべての状況を考慮し、適正かつ比例的でなければならない (should be appropriate and proportionate)。一括払いも比例的な報酬となりうるが、それは基本原則であってはならない (A lump sum payment can also constitute proportionate remuneration but it should not be the rule)。加盟国は、各分野の特性を考慮し、一括払いの金額が支払われる特定の状況を自由に定めることができなければならない。加盟国は、当該手続きが適用されるEU法に合致するものであるかぎり、団体交渉やその他の手続きを含みうる、既存のまたは新たに導入されるさまざまな手続きを通じて、適正かつ比例的な報酬の原則を自由に国内法において実施できなければならない。

(74) 著作者および実演家は、EU法に基づいて調和したそれらの権利の経済的価値を評価するための情報が必要である。これは、自然人が、報酬を対価とする利用のために、ライセンスを付与しまたは権利を譲渡する場合に、特にあてはまる。利用が停止された場合、または著作者もしくは実演家が、一般大衆に対し、対価としての報酬なくライセンスを付与した場合、その必要性は存在しない。

(75) 著作者および実演家は、その権利をライセンスしまたは譲渡する場合、傾向として契約の立場上より弱い位置づけにある (tend to be in the weaker contractual position) ため、そのライセンスまたは譲渡の対価として受領した報酬との関係において、その権利の存続期間にわたる経済的価値を評価するための情報が必要であるが、多くの場合、透明性の欠如に直面している。したがって、契約の相手方または権利の承継人が適切かつ正確な情報を共有することは、著作者および実演家の報酬を管理する体制の透明性と衡平性にとって、重要である。当該情報は、最新のデータへアクセスできる現在のものであり、著作物または実演の利用に関連するものであり、かつ、適宜、派生商品から生じる収入を含む、当該場合に関連するすべての収入源を対象とするような完全なものでなければならない。利用が継続する限り、著作者および実演家の契約の相手方は、それらが入手しうる全世界のあらゆる利用方法および利用から生じるすべての収入に関する

情報を、関連する分野において適切な周期で、ただし少なくとも毎年1回、提供しなければならない。情報は、著作者または実演家が理解しうる方法で提供されなければならない、かつ、それは、問題となる権利の経済的価値を効果的に評価できるものでなければならない。ただし、透明性義務は、著作権に関する権利が関係する場合にのみ適用されるべきである。著作者および実演家が、その著作物および実演の利用に関し、継続的に情報の提供を受けるために必要となる、連絡先および報酬に関する情報のような、個人データ処理は、規則（EU）2016/679 第6条第1項（c）に従って実行されなければならない。

(76) 権利を利用する他方当事者に対し、権利がサブライセンスによりライセンスされている場合においても、利用に関する情報が著作者および実演家に対して適切に提供されることを保証するため、本指令は、著作者および実演家に対し、直接の第1の契約の相手方がそれらの有する情報を提供したが、当該情報が、その権利の経済的価値を評価するために十分でない場合において、権利の利用に関する追加的な情報が提供されるよう、要求する資格を有することを認める。当該要求は、サブライセンシーに直接的に、または著作者および実演家の契約の相手方を通じて行われなければならない。著作者および実演家、ならびにそれらの契約の相手方は、共有する情報を秘密として保持することに同意することができなければならないが、著作者および実演家は、本指令に基づく権利を行使する目的で、常に、共有する情報を用いることができなければならない。加盟国は、EU法に従って、著作者および実演家に対して透明性を確保するために、さらなる措置を規定する可能性を有するものとする。

(77) 本指令に定める透明性義務を国内法において実施する場合、加盟国は、音楽分野、視聴覚分野、出版分野など、様々なコンテンツの分野の特性を考慮しなければならない、当該分野ごとに特有の義務を決定するに際し、関係するすべての利害当事者が関与しなければならない。著作物または実演の全体に対する著作者および実演家の寄与の重要性も、適宜、考慮されなければならない。団体交渉は、関係する利害当事者が、透明性に関する合意に達するための選択肢のひとつとして考慮されねばならない。当該合意は、著作者と実演家に対し、最低限の要求と、少なくとも同じレベルの透明性か、またはより高いレベルの透明性を保証するものでなければならない。報告の作成に関して、既存の報告実務を透明性義務に適応させることができるよう、移行期間を定めることが適切である。権利者と集中管理団体、独立の管理者、または指令 2014/26/EU を実施した国内規定に基づく他の者との間で締結された契約に関し、これらの者や団体は、指令 2014/26/EU 第18条に基づく透明性義務に既に従っているため、透明性義務を適用することは必要ではない。指令 2014/26/EU 第18条は、複数の権利者を代理して、権利者の集团的利益のために、著作権または著作隣接権を管理する者に適用される。しかし、権利者と自らの固有の利益のために行動する契約の相手方のうちのある者との間で締結される個別に交渉された契約は、本指令に定める透明性義務に従わなければならない。

(78) 欧州連合レベルで調和した権利の利用に関する特定の契約は、長期間に亘るもの

であり、権利の経済的価値が当初の見込額より著しく高いことが判明した場合においても、著作者および実演家が契約の相手方またはその権利の承継人との間で再交渉する機会をほとんど与えていない。したがって、加盟国において契約に適用される法を害することなく、ライセンスまたは権利の譲渡に基づき当初合意された報酬が、著作者または実演家の契約の相手方による著作物または実演の固定の後の利用から生じる関係する収入と比較し、明らかに著しく低いと判明した (clearly becomes disproportionately low) 場合に関して、報酬調整手続き (a remuneration adjustment mechanism) を規定することが適切である。報酬が著しく低いかどうかを評価するために、適宜、派生商品から生じる収入を含む、問題となる場合に関連するすべての収入が、考慮されなければならない。状況を評価するにあたっては、著作者または実演家の寄与、さまざまなコンテンツの分野における特性および報酬に関する実務、ならびに契約が団体協約 (a collective bargaining agreement) に基づくかどうかを含む、それぞれのケースに特有の状況を考慮しなければならない。EU法を遵守した上での国内法に従って正式に委任された著作者および実演家の代表者は、適宜、他の著作者または実演家の利益も考慮しつつ、契約調整の要求に関し、1人または複数の著作者または実演家に対し、支援を提供しなければならない。

それらの代表者は、可能な限り長く、代表される著作者および実演家の識別情報を守らなければならない。当事者が報酬の調整に関する合意に至らない場合、著作者または実演家は、裁判所または他の管轄のある当局に対し、法的手続きをとる権利を有するものでなければならない。当該手続きは、指令 2014/26/EU 第 3 条 (a) および (b) に定義される者、または指令 2014/26/EU を実施した国内規定に基づく他の者によって締結された契約には、適用されない。

(79) この目的のために、加盟国は、新たな組織または手続きを設けるか、または本指令に定める条件を満たす既存の組織または手続きに委ねることができなければならないが、これは、国の司法制度に属する場合を含め、これらの組織または手続きが業界主導であるか、公的機関主導であるかを問わない。加盟国は、紛争解決手続きの費用をどのように分担させるかにつき、柔軟に決定できなければならない。当該ADR手続きは、裁判所に訴訟を提起することにより、その権利を主張しかつ防御する当事者の権利を害するものであってはならない。

(80) 著作者および実演家はその権利をライセンスまたは譲渡する場合、その著作物または実演が利用されることを期待する。しかし、その権利をライセンスまたは譲渡した著作物または実演が、まったく利用されないこともある。これらの権利が独占的に譲渡された場合、著作者および実演家は、その著作物または実演の利用につき、別の相手方に打診することはできない。この場合、合理的期間の経過後、著作者および実演家は、他の者にその権利を譲渡またはライセンスすることを可能とする権利の取消手続き (a mechanism for the revocation of rights) を利用できなければならない。著作物または実演の利用は分野により多様となりうることから、視聴覚分野のような分野の特性や、

特に取消権の行使期間を定めるにつき、著作物または実演の特性を考慮するために、国内レベルで特別の規定を定めることができる。ライセンシーと権利の譲受人の正当な利益を保護するため、および濫用を防止するため、ならびに、著作物または実演が実際に利用される前に一定の期間が必要であることを考慮し、著作者および実演家は、ライセンス契約または譲渡契約の締結後、一定期間の後にのみ、特定の手続要件に従って、取消権を行使できるものでなければならない。加盟国は、複数の著作者または実演家が関与する著作物または実演の場合、個別の寄与の相対的重要性を考慮し、取消権の行使を規定することが認められなければならない。

(81) 本指令に定める透明性、契約調整手続き、およびADR手続きに関する規定は、義務的な性質のもの (a mandatory nature) でなければならず、著作者、実演家およびその契約の相手方との契約であるか、または、秘密保持契約のような当該契約の相手方と第三者との契約であるかを問わず、当事者は当該規定の適用を排除してはならない。結果として、欧州議会および欧州理事会規則 (EC) No 593/2008 第3条第4項は⁽¹⁷⁾、準拠法を選択する際、所在に関連する他のすべての要素が一または複数の加盟国に位置づけられる場合、当事者による加盟国の準拠法以外の準拠法の選択は、法廷地の加盟国によって国内法化された本指令に定める透明性、契約調整手続き、およびADR手続きに関する規定の適用を害するものではない、との意味において適用されなければならない。

(82) 本指令のいかなる規定も、著作権分野におけるEU法に基づく排他的権利の権利者が、著作物または他の保護対象物の無償の (for free) 使用許諾 (すべての利用者の利益に資する非独占的な無償のライセンスによることを含む) を妨げるものとして、解釈されてはならない。